

私立学校法第30条第1項に基づく学校法人の寄附行為の認可等に関する審査基準

私立学校法(以下、法という)第30条第1項に基づく学校法人の寄附行為の認可に関する審査にあたっては、法、別記関係通達・関係告示、私立学校関係法施行細則の外、特に下記の点に留意して行うものとする。

記

- 1 学校法人寄附行為(例)に準拠したものであること。
- 2 学校設置に要する経費については、原則として設置者の自己資金であること。ただし、借入金の返済に関する具体的な年次計画が策定されており、かつこれに要する財源見通しが確実であると認められる場合にかぎり、設置経費の30%以内で借入することができる。
- 3 学校設置計画申請時、初年度の年間経常経費見込額の1/3に相当する自己資金を有すること。ただし、私立高等学校の設置認可に関する基準第5-3(3)、私立中学校の設置認可に関する基準第5-3(3)、私立小学校の設置認可に関する基準第5-3(3)及び私立専修学校・各種学校の設置認可に関する基準第4-1(3)の規定により校地・校舎を借用する場合には次に掲げる要件を満たすものであること。
 - (1) 校地及び校舎を借用する場合
年間経常費見込額の修業年限分以上に相当する自己資金を有すること。
 - (2) 校地又は校舎のいずれかを借用する場合
修業年限の1/2に相当する期間(1年に満たない期間は切り捨てる。)の年間経常経費見込額(賃借料を含まない。)と修業年限分の賃借料の合計額に相当する自己資金を有すること。
- 4 開校年度から完成年度までの各年度の償還額が原則として当該年度の事業活動収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものであること。ただし、前項ただし書の場合においては、当該期間の各年度における償還額と賃借料の合計額が原則として当該年度の事業活動収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものであること。
- 5 既設幼稚園が学校法人化により認可申請する場合は、以下の要件を満たすものであること。
 - (1) 学校法人設立後の総資産に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以内であること。
 - (2) 幼稚園の設置・設備の充実のために要した負債であることが明確であり、かつ適正な返済計画があり、債務の引継ぎについて当事者間で合意がなされているものであること。
- 6 幼稚園の設置を目的とした学校法人の新設、既設幼稚園の学校法人化及び幼保連携型認定こども園の設置を目的とした学校法人の新設については、当基準の外、「新設幼稚園の学校法人認可基準」、「既設幼稚園の学校法人化認可基準」及び「新設幼保連携型認定こども園の学校法人認可基準」によるものとする。

(別記)

- (1) 「私立学校法の施行について」(昭和25年3月14日文部次官通達)
- (2) 「学校法人等の行うことのできる収益事業の種類」(昭和26年千葉県告示第73号)